

邑楽町告示第118号

平成19年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年12月19日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成19年12月25日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○不応招議員（なし）

平成19年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成19年12月25日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第54号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第55号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第56号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第57号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第58号 邑楽町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第59号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第60号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第10 議案第61号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算
- 第11 議案第62号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第63号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第13 議案第64号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第65号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第15 議案第66号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
金 子 重 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
宮 沢 孝 男	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
飯	塚	勝	一	書			記

◎開会及び開議の宣告

○横山英雄議長 ただいまから平成19年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○横山英雄議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小島幸典議員、立沢稔夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○横山英雄議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から27日までの3日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から27日までの3日間と決定をしました。

◎町長のあいさつ

○横山英雄議長 ここで、去る19日に新たに邑楽町長に就任されました、金子正一町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

金子町長。

○金子正一町長 おはようございます。

12月の第4回の定例議会に当たりまして、議長にお許しをお願いし、貴重な時間をいただきまし

て、一言町長就任のあいさつをさせていただきます。

私は、去る19日、町長に就任をさせていただき、町政運営のかじ取りの責任者として、責任の重大さを改めて実感しております。そして、同時に町のさらなる発展のために、全力で職務に取り組んでいきたいという意欲でいっぱいであります。

さて、議案審議に先立ちまして、町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

誤りのない町政運営を行うためには、すべての事業についてしっかりと説明責任が果たせる透明性の高い運営を行うことだと思っております。そのためには、町民一人一人の声を大切に、町民との協働による町づくりを進めることであると、このように思っております。そして、未来に向かって夢と希望の持てる町づくりを目指していきたいと思っております。

私は、これまでに多くの町民の皆様からご意見、ご要望をお聞きし、6つの約束をしまりました。1つは、100%の情報公開、2つ目には教育と福祉の充実、そして3つ目には広域行政の取り組み、そして調和のとれた地場産業の育成等々、お約束をしまりました。この約束を守るためには、今後任期中にこの実現に向けて努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

特に15歳までの医療費の無料化など、子育て支援、障害者、高齢者福祉の充実、教育環境の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。また、調和のとれた地場産業の育成、強化といたしまして、みずから現場を知り理解を深める努力をいたしまして、トップセールスとしての役目を果たし、産業の育成にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上の約束を実現するためには、町民一人一人の声を大切にし、全職員の英知を結集し、失敗を恐れず創意工夫を図りながら、この実現に向け努力をしまりたいと思っております。今後ますます厳しい財政状態が予想されます。事業の費用対効果を検証し、無駄をなくした効率のよい町づくりに努めてまいりたいと思っております。

議員各位、町民の皆様のご協力とご指導をいただけますようお願いを申し上げまして、所信の考え方といたします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第3 議案第54号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第3、議案第54号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第54号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員の給与改定における取り扱いに準じて、呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第55号 呂楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第4、議案第55号 呂楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第55号 呂楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました、本町職員の給与改定に伴う期末勤勉手当の改正に準じまして、呂楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第56号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第5、議案第56号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第56号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご決定賜りました、本町職員の給与改定に伴う期末勤勉手当の改正に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第57号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第6、議案第57号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第57号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年10月1日、日本郵政公社が解散したことに伴い、本条例中の日本郵政公社の字句を削る必要が生じたので、邑楽町情報公開条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第58号 邑楽町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第7、議案第58号 邑楽町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第58号 邑楽町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の

説明を申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布されたことに伴い、条文の整備をする必要が生じたので、所要の改正をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 邑楽町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第59号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第8、議案第59号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第59号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第60号 工事請負契約締結事項の変更について

○横山英雄議長 日程第9、議案第60号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第60号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る平成18年11月21日に議決をいただきました、邑楽町役場庁舎新築工事（電気設備工事）の請負契約の締結事項につきまして、事業の精算により当初契約金額1億8,007万5,000円を1億8,166万500円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては庁舎建設室長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 議案第60号 工事請負契約締結事項の変更について、補足説明申し上げます。

邑楽町役場庁舎新築工事（電気設備工事）請負契約事項のうち、事業の精算見込みから契約の金額について変更が生じました。事業の精算見込みの主な内容につきましては、非常用自家発電容量以内まで情報機器の増設が可能な分電盤1面、幹線動力設備、コンセント設備等の増設を行うものであります。契約事項につきましては、契約の金額を158万5,500円増額し、金額1億8,007万5,000円から1億8,166万500円に変更したいものでございます。契約の目的、契約の方法、契約の相手につきましては変更ありません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 工事請負契約締結事項の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第61号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算

○横山英雄議長 日程第10、議案第61号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第61号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,073万円を追加し、予算の総額を89億6,009万7,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、民生費負担金630万円、県支出金240万6,000円、諸収入365万3,000円、町債2,200万円の増額と、国庫支出金362万9,000円の減額であります。

歳出の主なものは、農林水産業費1,691万1,000円、土木費432万2,000円、教育費156万6,000円、公債費2,582万円の増額と、議会費158万9,000円、総務費274万円、民生費965万3,000円、衛生費399万7,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 せっかくの機会ですので、所管の課長にお尋ねしたいのですが、補正とはちよっと関係ないのですが、9月議会の中で、除外申請の件で12月には、それは可能だという答弁をいただいているのですが、青地を白にする、いまだにそれがお約束したとおりできていないのですが、その辺の進捗状況等々どうなっているのかお尋ねします。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 大変お世話になります。

9月の一般質問でお答えをしてございます。現状を申し上げますと、まだ県の事前協議がおりておりません。あす、最終の県との協議を行いまして、その状況で年内に告示ができるのかどうかということで、今事務を進めています。議員ご存じのとおり、11月に群馬県内で農振の除外、これにつきまして見直し計画が、22市町村まだできていないというふうなことで、東毛においては見直しを進めておりますが、許可がおりているのは館林だけだという状況でございます。一般質問でお答えした見通しですが、それと2カ月ほどずれが生じております。鋭意許可がおりるように努力をしておりますが、ご理解をいただきたい、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○横山英雄議長 17番、大野議員。

○17番 大野 栄議員 地区指定にされている土地については、市街化区域並みの扱いができるのが通常なのですよ、通常。4月に学校に上がるのに家を建てたいというのが、1年も1年先も待っているのでは、なかなか町民に迷惑かかってしまっているのです。今現在ことしの2月、9月、ずっとおりていませんよね、除外の許可が。要するに青が白になっていないと、その件数も相当あると思うのです。それらを含めて、この見通しが全然つかないということは、家が建てられないことなのです。多大な迷惑が町民にいつているのです。もう4月で来年学校ですし、議会でお約束したのは、12月には除外申請が出るというお約束したのですけれども、県のおくれで町もおくれているということですが、これから青から白、農地を要するに除外をして家を建てていくというのは、今そういう形であれば、これからどんどん、どんどんもう大変な問題になってくると、家だけではなくて、今度は町がではいろんな形で開発行為を、青を白にしていく、その辺の農業振興をきちんとつくっていかない限りは、これどうにもならない課題、重大な課題だと私は思うのです。

その辺で、もうとにかく家が欲しいのになかなか許可がおりないと、1年待ちでもまだできないという、こういう状態が今続いているわけでしょう。やっぱりそれを早くに申請ができるように鋭意努力してもらいたいのはあるのですけれども、今現在どのくらい詰まったのか、その人たちに対してどういうお話をつないでいるのかをちょっと答弁求めます。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

ことしの2月に、農振除外ということで受け付けをしてございます。14件ほどになりますが、これにつきましてはあした協議が終わりまして、計画の見直しが終了した段階で、2月の14件、これが新たに県の事前協議に入っていくということになります。また、10月に農振除外受け付けをしました。これについても年明け早々に協議会を開きまして、7件ほどあります。これについて一緒に対応していきたいというふうに思っています。

それから、14件おくれている申請者の方につきましては、10月30日付でそれぞれおくれている理由等、あと見直し等をご通知を申し上げて、ご理解をいただいております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第62号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第11、議案第62号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第62号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億371万4,000円を追加し、予算の総額を28億4,177万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、療養給付費交付金及び繰入金の増額であります。

歳出については、総務費、保険給付費、保険事業費及び諸支出金の増額と老人保健拠出金の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第63号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第12、議案第63号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第63号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598万8,000円を追加し、予算の総額を17億6,606万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金の増額であります。

歳出については、総務費及び医療諸費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第64号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第13、議案第64号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第64号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、予算の総額を12億7,882万円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金が増額であります。

歳出については、総務費及び諸支出金の増額と、保険給付費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第65号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第14、議案第65号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

- 金子正一町長 議案第65号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、予算の総額を4億3,704万8,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の増額であり、歳出の主なものは工事請負費及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う公債費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第65号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第66号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算

- 横山英雄議長 日程第15、議案第66号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

- 金子正一町長 議案第66号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、収入を355万6,000円増額し、支出を625万8,000円増額するものであります。

収入の主なものは、水道使用料及び加入金の増額であり、支出の主なものは配給水管修繕費及び消費税の増額であります。また、資本的収入及び支出では、公的資金補償金免除繰上償還に係る企業債の借入れ及び償還金であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 平成19年度呂楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは都合により午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前10時41分 散会〕